

# 猫の手帳



猫の手帳  
平成30年3月発行  
(令和3年2月版)

編集・発行:葛飾区健康部(保健所)  
生活衛生課

協力:東京都獣医師会葛飾支部  
〒125-0062  
東京都葛飾区青戸四丁目15番14号  
健康プラザかつしか内



葛飾区

15

## 猫に関する各種窓口一覧

<b>行方不明になった場合 (P. 7 参照)</b>
・保健所生活衛生課 (青戸 4-15-14) 電話 3602-1242
・東京都動物愛護相談センター (世田谷区八幡山 2-9-11) 電話 3302-3507
※遺失物届を最寄りの警察署又は 交番に届出。
・葛飾警察署 (立石 2-7-9) 電話 3695-0110
・亀有警察署 (新宿 4-22-19) 電話 3607-0110
<b>遺体の処理に関すること</b>
・葛飾清掃事務所 ※有料、共同火葬。 (立石 5-13-1) 電話 3693-6113

## 1 猫の写真と情報

猫の写真

名前 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日





## 2 猫の飼い方

人と猫がお互い幸せに暮らすために、下記のような飼い方で、責任を持って終生飼いしましょう。



### ◆屋内飼育をする

屋外で飼育すると、交通事故に遭ったり感染症にかかったりする危険があります。また、近隣の敷地で排せつをしたり、花壇や庭を荒らしたりするなどのトラブルに発展することもあります。

猫の習性を十分理解し安全で過ごしやすい屋内環境を整え、飼い主の愛情とスキンシップなどがあれば、猫は屋内でもストレスをためず健康に飼うことができます。

### ◆繁殖制限をする

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。手術を行うと、発情期

5

やむを得ず屋外へ自由に行き来できる方法で飼う場合には、望まない子猫が生まれないよう不妊・去勢手術を行ってください。また、ふん尿で道路や近隣の敷地を汚さないために、必ず自宅敷地内にトイレを設置し、こまめに清掃も行ってください。

猫を飼うときは、近隣に迷惑をかけるための十分な気配りが必要となります。



## 3 飼い猫が行方不明になったら

飼い猫が行方不明になった場合は、保健所生活衛生課、東京都動物愛護相談センター、警察署 (P. 13 参照) へそれぞれ連絡してください。

東京都動物愛護相談センターでは、インターネットから保護されている動物の

7

詳しくは「避難所における動物飼育のガイドライン」(QRコード)をご覧ください。



## 5 飼い主のいない猫

飼い主のいない猫(のら猫)は、飼い猫が捨てられ、増えたりしたものです。これ以上、飼い主のいない猫を増やさないためには、まず、飼い主が責任を持って猫を飼うことが大切です。

また、保健所生活衛生課に寄せられる飼い主のいない猫の苦情は絶えません。被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、エサを与えている人との感情的な問題を起こし、近隣トラブルに発

10

画像を配信し、情報提供をしています。

## 4 災害時の備え

(1) 動物の生活用品を持参し同行避難します。

葛飾区では学校避難所ごとに屋内もしくは屋外で同行避難を受け入れます。避難所については平時から関心を持って調べ、特性・様態に合わせた備えをしましょう。また、同行避難をする場合は次の必要な用品を持って避難します。

- ・少なくとも5日分、できれば7日分のえさと水、食器
- ・首輪、口輪、リード、ケージ (おり)
- ・トイレ用品などの衛生用品
- ・常備薬 (治療中であれば病名や治療内容がわかる記録)
- ・猫の名前や写真など身元がわかるもの (この手帳等)

8